

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N531
2015・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

神奈川県支部特集

- 連続講座第4弾「戦後70年の平和の大きさ—9条を語ろう—」のご報告…………… 小花和史
二度の集团的自衛権に反対するかながわ大集会を開催して…………… 櫻井みぎわ
あの頃青法協は～木村和夫先生編…………… 岩井知大
「憲法九条にノーベル平和賞を実行委員会」の活動
—神奈川の一人の女性のメールから始まった世界への平和のメッセージ—…………… 折本和司
川崎支部に来たのなら…………… 山口毅大
氷見国賠請求訴訟…………… 奥村 回
新刊|旧刊|「検証 司法の危機」の刊行に寄せて…………… 佐々木秀典
- ロースクールの実情と法曹養成
- ロースクール制度に対する率直な意見と法曹を目指す後輩のために…………… 結城 祐
- 法曹養成問題の新局面⑨
- 法曹養成が生んだ分断の前に…………… 野口景子
私の「戦争体験」記〈前編〉…………… 野仲厚治



千葉・佐倉

神奈川支部特集

連続講座改憲問題を考える 第四弾

戦後七〇年の平和の大きさ

―九条を語ろう―のご報告

神奈川 小花 和史

神

奈川支部では、二〇一二年四月に自民党改憲草案が公表されてから危機感を持ち、普段空気のようになってしまっていて考える機会もほとんどない憲法というものについて、市民の方たちにも考える機会をもって欲しい、また、自分たち自身ももう一度学び直したいという思いで、「連続講座改憲問題を考える」と銘打って二〇一三年から以下のとおり集会を開いてきました。

第一弾「憲法って何だろう〜一人ひとりを大切に〜」

講師：伊藤 真さん（弁護士）

第二弾「生活保護と憲法二五条〜人が人らしく生きられるために〜」

講師：森川 清さん（弁護士）

第三弾「安倍軍拡戦略と憲法九条の危機

〜自衛のためにどこまで行くの〜」

講師：前田 哲男さん（ジャーナリスト）

この間、次の企画を考える度に、ジュリーを呼びたい、オノ・ヨーコを呼びたい、などなど、現実的ではない人の名前が挙がっては消え、挙がっては消え……。

そのような中、二〇一三年の夏ごろに発行されたジブリの小冊子「熱風」が話題になり、その中で九条の大切さについて述べている高畑勲監督をお招きして講演して頂きたいという話になりました。

高畑監督といえば、「アルプスの少女ハイジ」「火垂るの墓」「おもひでぽろぽろ」や「平成狸合戦ぽんぽこ」などを手がけた日本を代表するアニメーション監督です。

これもまた夢物語で終わるものと半ば諦め半分で検討していたところ、以前に地域の集会などでも講演をしていることが分かり、駄目もとで講演の依頼文をお送りしてみようということになりました。

その後、数ヶ月間回答がもらえずに諦めかけていたころ、二〇一四年一〇月ころになって、突然今年の二月二日なら受けられるとの連絡が。

ほとんど諦めかけていたために、何の準備もしていない中、二ヶ月後にこんな大物が来ることになってしまい、てんやわんやの中、何とか本番当日を迎えました。

ま

ずは、「戦後七〇年の平和の大きさ―九条を語ろう―」と題して、講演をして頂き、その後、会場からの質問に答えて頂きました。

高畑監督と言われて代表的な作品と言われれば「火垂るの墓」を思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか（最近では、「かぐや姫の物語」がアカデミー長編アニメ映画賞にノミネートされて話題になりましたが）。

終戦前後が舞台となっている幼い兄妹が栄養失調で死んでいくとても悲しい作品です（野坂昭如



講演中の高畑監督

の同名小説が原作)。

私たちからすると、「火垂るの墓」は反戦映画の一つのように感じますが、しかし、高畑監督は、講演の中で「火垂るの墓」について触れ、反戦映画というものが戦争を止めるためのものであるならば、「火垂るの墓」は反戦映画ではないと指摘していました。

戦争で負けること、攻め込まれた際の悲惨さや恐さをいくら伝えたとしても、戦争の歯止めにはならない、時の為政者は、これから戦争をして、私たちは負けるでしょう、悲惨な目に遭うでしょう、などと言うはずはない、惨禍を繰り返したくないという国民の思いを逆手にとつて、そういうひどい目に合わないために戦争をするんだ、と絶対に説明をしてくる、そうなったときに「火垂る

の墓」では戦争を止めることはできない、ということでした。これまでの多くの戦争が「自衛」の名目で行われてきたこと

からすれば、もっともな指摘だと思います。

当然、戦争の悲惨さを伝えていくことも大切だと思いますが、今大事なのは戦争の開戦時を思い返すことが大切だということでした。

高畑監督は、日本人のメンタリテイにも着目をして、日本人は流されやすい、周囲との同調を求めていくメンタリテイをもっている、戦時中、非国民という言葉が使われたが高畑などが使うよりも一般の国民が使っていたのであって、そういう国民性もよく理解しないとイケないということをおっしゃっていました。戦争が終わってしまえば、内心では反対だったけどそんなこといえる状況ではなかった、ということもできますが、それは後の祭りであつて、高畑監督の記憶の中では、実際は多くの人が戦争を支持し、喜んで提灯行列に参加して、大々的に応援していたのだということです。戦争が始まるまでは懐疑的だった知識人も戦争が始まってしまえば、多くの人が日本の勝利を願つて為政者に協力し始めたことを忘れてはいけないということでした。

若者たちは「空気を読む」という言葉を使いますが、こういった言葉にも端的に日本人の国民性が表れており、戦後七〇年が経っても日本人の同調を求めていく国民性は変わっておらず、個が確立していない、他者と意見が違ふ場合にすぐに感情的になつてしまふ冷静な議論が出来ない、戦前の

ころと何も変わっていないのではないか、ということでした。

そして、一度戦争が始まってしまえば、日本人はまわりと同調をして、ずるずるといつてしまふ、ずるずるの体質だということをとても危惧されました。

このように日本人の国民性からすれば、一度戦争が始まってしまえばずるずると行つてしまふ歯止めがきかなくなつてしまうため、戦争をしないための絶対的な歯止めが必要になるが、戦後七〇年間、重要な役割を果たしてきたのが他ならぬ憲法九条であり、その大切さを私たちは情緒、感情に訴えるのではなく、冷静に理論だつて伝えていかなければいけないということでした。

また、その後の質疑応答では会場からの質問に対して、ざつぱらにお答え頂きとても有意義な会になりました。

広報の時間が余りなかったことや、急遽決まった総選挙の前日だったこともあり、会場の入りはあまり芳しくありませんでしたが、来場者からのアンケートではとても好評でした。

実は、当日、講演開始時間になつても高畑監督が到着されず、三〇分遅れて到着したということもあり、本当に開催できてよかったと胸をなで下ろした一日でした。

終了後は懇親会にまで付き合つて頂き、私たち

の活動を
見ている、

「ボランテ

イアという

言葉でもな

いし、何か

当てはまら

ないかずつ

と考えてい

て、この言

葉が一番良

いと思った

というので、

「義侠心」と

いう言葉

を

贈って頂き

ました(色紙

まで買って

きて書いて

もら

ってしま

いました。

現在、安倍

政権は、高

畑監督が指

摘するよう

に、戦争に

巻き込ま



高畑監督(右)と黒澤神奈川支部議長(左)

現状からすると、この五月号が発行されているころには、法案が提出されているものと思われる。

高畑監督からも、まさに今は青法協の出番だということ、叱咤激励を受けましたので、これからも「義侠心」を胸に闘っていきたいと思います。

二度の集団的自衛権に反対する かながわ大集会を開催して

神奈川 櫻井みぎわ

神

奈川では、二〇一四年一月二六日と二〇一五年二月二日の二度にわたって、集団的自衛権に反対する大集会とパレードを開催し、多くの市民・弁護士が集まりました。

ま

ず、二〇一四年一月二六日には、青年法律家協会弁学会合同部会神奈川支部、神奈川労働弁護団、社会文化法律センター神奈川支部、自由法曹団神奈川支部の法律家四団体主催で、横浜弁護士会が後援し、集団的自衛権に反対するかながわ大集会を行いました。会場の横浜公園には四〇〇〇名を超える市民・弁護士が集まりました。

日弁連副会長の水地啓子さんが連帯の挨拶をされ、横浜弁護士会会長の小野毅さんからのメッセージが読み上げられたほか、日本体育大学教授(憲法学)の清水雅彦さん、カトリック横浜教区司祭の河野淳さん、「憲法九条にノーベル平和賞を」実行

委員会共同

代表の竹内

康代さん、

「明日の自

由を守る若

手弁護士の

会」の倉持

麟太郎さん

などにスピ

ーチをお願

いしました

が、それぞれの方が、自分自身の言葉で、戦争はしたくない、平和を守りたい、という訴えをされていたのが印象的でした。

カトリック横浜教区司祭の河野淳さんが「私は怒っています」とおっしゃったことが、会場に集まった一人一人の気持ちを代弁しているように思い



横断幕を掲げてのデモ行進



4000名の市民が集まった横浜公園

ました。惜しくも昨年のノーベル平和賞は逃しましたが、「憲法九条にノーベル平和賞を」実行委員会に四五万筆もの賛同署名が集まっているとの報告には大きな拍手が寄せられていました。

民主党、共産党、社民党の国会議員からもスピーチがありました。

政治的な立場や思想を越えて、多くの市民や関係者が集うことができたことは、これまでにない画期的な試みであり、今後の活動に向けての大き

なステップとなりました。

集会終了後は、三つのコースに分かれ、それぞれ、山下公園、伊勢佐木町、桜木町を目指してデモ行進を行いました。当日は、秋晴れの下、沿道には、多くの観光客や市民の皆さんが出ていましたが、その方達から、励ましの声を掛けられたり、カメラを向けられたりもしました。

さ

二日には、横浜弁護士会主催、日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会の共催で、集団的自衛権に反対するかながわ大集会を、今度は山下公園で行い、実に八〇〇〇名を超える市民・弁護士に参加していただきました。

念願の横浜弁護士会主催での大集会ということで、一〇月二六日の大集会よりもさらに多くの市民の集まりへと発展させるべく、入念な準備を行いました。横浜弁護士会で印刷したチラシの枚数は、最終的に九万八〇〇〇枚にも及び、繰り返し、街頭宣伝を行い、直接市民に参加を呼びかけました。また、共催の日弁連、関弁連、東京三会で広報していただいたのもちろんのこと、各関係団体にも繰り返し広報をお願いしました。また、九条の会を中心に、二月二日の大集会を応援する会を作って頂き、応援する会はカンパを募って、そのカンパで「平和がいちばん」「集団的自

衛権にNO」と印刷をした二〇〇〇個の黄色い風船を購入して下さいました。

当日は天候にも恵まれ、次々人が集まり、会場は、八〇〇〇名の人々で埋め尽くされ、二〇〇〇個の黄色い風船が風に揺れていました。黄色のイメージカラーのプラカード

は、「平和がいちばん」と「集団的自衛権にNO」と書かれた二種類を用意しましたが、シユプレヒコールの度に、このプラカードが掲げられ、会場全体が力強く波打つ様子は圧巻でした。

横浜弁護士会会長の小野毅さんの挨拶に始まり、日弁連会長の村越進さんのほか、同志社大学大学院教授(マクロ経済分析・国際経済)の浜矩子さん、神奈川大学法科大学院教授(国際人権法)の阿部浩己さん、東京新聞論説委員兼編集委員の半田滋さんにリレーでスピーチをお願いしました。浜矩子さんは、「このグローバル世界を生き抜くためには、違う意見の人の話も聞くことが出来



山下公園には8000名を超える市民が集まりました



村越進・日弁連会長らがパレードの先頭に

る「耳」と、人の痛みに涙することの出来る「目」と、苦しんでいる人たちに差し伸べることができ「手」の三つが大切である」と言われ、「今こそ必要なのは『集団的自衛権』ではなく、『集団的な不戦の誓い』である」と訴えました。

阿部浩己さんは、「政府は、国民の生命、自由を守るために、軍事力を行使すると言っているが、むしろ、軍事力は人権を破壊するものである。さらに、人権は、平和の中でしか実現できないと言

われるが、むしろ、平和そのものが人権だということを確認していく必要がある」と話され、国際人権法学者ならではの視点も示していただきました。

半田滋さんは、日本では、あの違法なイラク戦争に自衛隊を派遣し、帰国後、二八名もの若い自衛隊員が自殺しているという事実を指摘され、「いま、政府は、自衛隊に、それよりもっと踏み込んだ後方支援を行なわせ、さらには、アメリカの戦争にまで積極的に参加して行こうとしている。このようなことを決して許してはなりません」と訴えました。

国会議員からの発言もあり、最後に、「平和を愛するすべての皆さん」という呼びかけが始まる、集会アピールが大きな拍手をもって採択され、関弁連理事長の若旅一夫さんの閉会挨拶で集会を終えました。

集会後は、ほとんどの参加者が残り、そのままパレードに参加しました。赤レンガ倉庫と桜木町をめぐって、二つのコースで出発しましたが、日弁連、関弁連、東京三会のほか、参加していた、さいたま、千葉県、群馬、山梨県、静岡県、新潟県、茨城県、岐阜県などの各弁護士会や各地九条の会、労働組合、市民団体などの色とりどりの幟旗や横断幕がいくつも長く長く連なって続いていました。

二つの集会では多くの参加者を得られましたが、私たちの力は及ばず、残念ながら、いま、政府は、「粛々と」安全保障関係法制を整備し、集団的自衛権を行使できるようにするのみならず、恒久法を作って、地理的な制限なしに、世界中どこでも、自衛隊を派遣し、しかも、「現に戦闘行為の行われている現場でない場所」であれば、戦場のすぐそばでも、他国軍を支援できるようにしようとしています。また、PKOの任務遂行などのためにも武器使用を認めるなど、自衛隊の武器使用権限も大幅に拡げようとしています。

これらの法改正等がなされれば、自衛隊はまったく普通の国の軍隊と変わらないことになり、憲法九条は完全に骨抜きにされてしまいます。私たちは気が付いたら、憲法改正も経ないまま、これまでとはまったく違う国に住んでいたということにもなりかねません。

軍隊を持つ国は、戦争をする国です。安倍首相はじめ政府は、繰り返し、戦争をする国になるわけではないと言い続けており、この無責任な言葉に私たちは反論していかなくてはなりません。

何をどう語ればいいのか。空疎な言葉に支配されることなく、言葉に力を取り戻し、抵抗していくために、何ができるのか。私たち一人一人は、この切実な課題に、持てる限りの力を尽くして取り組まなくてはならないと思います。

あの頃青法協は

木村和夫先生 編

〈出席者〉

お 話	木村 和夫（二期）
聞き手	飯田 伸一（二期）
	黒澤 知弘（五八期）
	岩井 知大（六六期）

木村先生にこの企画のご依頼をしたところ、「他にもっとよいご経験をされている先生がおられるので、私などは」と一度はご辞退されたのですが、是非お話を聞きたいと頼み込んで実現したインタビューです。青法協についてのみならず、現在の司法の状況や平和についてのお考えも聞くことが出来ました（なお、通常はこの企画はインタビュー形式なのですが、今回は講演形式となっています）。

■ はじめに

私は、青法協プロバの組織的な活動をたくさ



木村和夫先生

■ 一九六〇年代と青法協

んやったわけではありません。青法協に関する系統立ったお話は出来ず、脇道の話ばかりになってしまいかと思いますが、ご容赦頂きたく思います。

私は、一九六二年（昭和三七年）に金沢で二期の弁護士としてデビューしました。反安保闘争の真っ只中で、非常に高揚した時代だった一九六〇年代に福岡での修習生時代を過ごしました。福岡修習には、三〇人の修習生がいたのですが、二人が青法協に入った時代でした。裁判修習をさぼって、デモに参加しても何も言われない時代でした。放任だったんです。

様々な活動を始めた時代で、これに司法は大きなインパクトを受けました。青法協も全国各地に出来始めた時代で、全国的に若手の弁護士が地方に行つて、青法協の支部を意図的に作るようになりました。青法協の支部を全国に作るということ自体が一つの運動でした。私も、地方で平和と人権の砦を作ろうという事で青法協金沢支部を作るべく金沢にて弁護士生活を始めることにしました。脱線しますが、金沢では事件を常時一〇〇件から一五〇件を抱えており非常に多忙でした。

裁判所の内部でも若い裁判官が青法協に入るようになって来て、良い判決も出すようになるんです。一番最初に社会的インパクトがあった判決は、一九六九年の北海道の長沼ナイキ訴訟判決です。自衛隊基地を作るということでなされた保安林解除の行政処分を福島裁判官が取消す判決です。その時に、平賀健太という地裁の所長がこの事件について介入し福島裁判官に圧力を加えて問題になりました。

こういう事件が起きてくる中で、一九七〇年五月に石田最高裁長官が、青法協に対する猛烈な介入をやるようになりました。全国の裁判所で行われる青法協会員と目された裁判官に対して青法協から脱退するように勧告、実際は強制する動きが組織的に出てきた。一九七二年三月には、宮本判事補の再任が拒否され、さらにその後、新任裁判官



左より、黒澤弁護士、岩井弁護士、木村先生、飯田弁護士

が任官拒否される、ということが起きるわけです。宮本判事補は、一期上で、福岡生まれの人。私達と一緒に青法協福岡支部を作った人です。

余談になりますが、ある事件の高裁で平賀裁判官が裁判長だったことから、私は彼を忌避しました。理由は、その事件とは関係のない例の平賀書

簡事件です。通常であれば、事件と関係のない忌避理由であれば、直ちに却下されるのが普通です。私が淡々と、裁判官の独立を害するような介入をする裁判長にこの事件の判決を委ねるわけにはいかない、

と忌避の理由について述べると、さすがにその場では却下されませんでした。

こうやって青法協からの奪回が裁判所の中で徹底されていくようになりました。青法協にいる限り、「長」と名のつく役職にはつけないんです。さすがに社会問題になり、朝日新聞なんかは最高裁のやり方に対して批判をするようになっていきました。「司法の独立と国民を守る連絡会議」が出来て、青法協をいじめるな、という活動が始まった。そんな中、青法協所属の裁判官からある時、私と陶山圭之輔さんにちよつと相談したいことがあると言われて、話し合いを持ったんです。そこでその裁判官から言われたのが、大々的にやると裁判所内での反動が強い、っていうんです。自分たちのやり方に対応するから、あまり大きな運動をしてくれるな、と。それで降は、穏便な活動に切り替えましたが、裁判官は裁判官で、司法の独立を守るべく頑張っていたんですね。

これらの動きは、一種の安保闘争の高揚、民主主義の高揚に対する反動ともいえるものでしょう。判決にもやっぱりその反動の影響が出てくるわけです。判決内容も厳しくなってくる。労働事件も判決が厳しくなる。当時、労働組合の全国組織は、総評弁護団といまして、当時の民主的な人はこれに入った。この総評自体が分裂するわけです。大独占から始まったものの、使用者が裏金

を出して第二組合をどんどん作り、労働戦線も分裂しました。第二組合所属の労働者が使用者側に加担して証人として出てくるんです。

一九七〇年頃からこのような反動の時代が一〇年ほど続きました。

■ 高度成長の時代

高度成長に伴い、公害が頻発しました。大きな建物が立てば日照の問題も取り上げられ始めました。住民の権利に対する侵害についての社会的事件が多発した時代です。住民が立ち上がってくるわけです。そのような事件を担当するのは、青法協に加盟している弁護士の大きな役割だったんです。

私は川崎の公害事件など大型の事件もやりましたが、小型の地域住民の環境を守る事件をたくさんやりました。横浜弁護士会の中でも私が一番多く担当した気がします。当時は、行政事件をやる人はいなくなりました。苦勞する割には、連戦連敗ですからお金にならない(笑)。負けたら報酬もないので、連戦連敗の中から、少しずつひっかけて、律儀に、職人のようにやってきました。そして、裁判官の中には見てくれていた人もいて、転任後、手紙をくれた方もいました。事件の事は書いてないんですが、「転任先で頑張っています、あなたも頑張ってください」と言うようなことが書いてありました。報われた気がして嬉しかったですね。

■ 司法の現状

青法協についての話題からは協道にそれますが、今の司法の状況についても少し触れると、著しい理念の喪失が起きているように思います。裁判員裁判については、当初は積極的に評価していたのですが、最近の裁判員裁判は私は評価しない。確かに、裁判官は丁寧になりました。傍聴人を意識するようになったでしょう。しかし、重罰化が過ぎます。被害者を刑事裁判手続きにいれることについては、僕は反対なんです。被害者には、裁判手続きではなく、別な面で手当をすべきです。被害者を手続きにいれるというのは邪道ではないか。無用の重罰化が招かれるのではないか。被告人の人權をきちつと守り、被害者の人權についてはまた別で手当てをする。ごっちゃにしてはいけない。情を手続きに持ち込むべきではない。現在の刑事事件の情勢というのは問題だと思えます。

■ メディアと理性の喪失

私は、歳とった弁護士割に、よく本を読むんです。新聞もよく読みますし、岩波の「世界」は二〇年くらい購読しています。

最近よく感じるのは、メディアの劣化です。朝日新聞の例の慰安婦記事の事件なんかもそうですが、僕は最初の記事の時から、朝日は大変なこと

になるなと思った。余りに国民をバカにしている。他方で、朝日を徹底的に叩いた読売、産経については、戦時中と同じにおいを感じました。理性の喪失です。丸山眞男とか、大塚久雄とかをもう一度見直さないといけないと思います。終戦後、彼らが強調したのは、社会規範をきちつと位置づけないといけないということ。大衆、民衆が社会規範を真剣に考え、社会規範を自分達で想像するようにならないと未来は明るくならないということでした。権力者任せで済むものではない。今の様子は、戦争当時によく似ているように思います。

■ 平和について

私は戦地に出兵してはいませんが、戦時体験があります。当時、非人道的なことがそこかしこでまかり通っていました。実家が寺だったせいかも知れませんが、子どもの頃から戦争には絶対反対でした。軍国少年ではなかった。戦時体制は、人間をボロクソにするようなシステムです。

弱いものを徹底的に蔑ろにする。強くなれ、強くなれ、と。学校では、上級生も、下の人間をクズのように扱っていました。こういう非人道的なことがなくなつたので、私は戦争に勝たずによかつたとすら思っています。戦争が終わって、民主主義になって、日本がぱーっと明るくなつたのをよく覚えています。

戦争になつて人を殺したりすることは許されない、それと同じように、人間をボロクソにするようなシステムは絶対にあつてはいけないのであり、理念、理性は喪失してはいけない。当時、忠君とか愛国とか言っていたのはみんな大人。国民です。マスコミも奨励した。弱いものを徹底的に蔑ろにした。強くなれ、強くなれ、と。今のマスコミのやり方とよく似ていると思えます。



インタビュー後の宴席にて

■ 最後に

冒頭でも述べましたように、私は、青法協プロパリーの組織的な活動をたくさんやったわけではありません。ただ、これまでの私が弁護士として行ってきた活動は、結局、青法協と同じく、平和と人權と民主主義という精神に則つたものでした。現在の若手の青法協会員の先生方は非常に良く頑張つておられるので、頼もしく思っています。今

後のこの国の将来を是非切り開いていって頂きたいですね。

「聞き手(岩井)からの一言」

聞き手の我々だけで木村先生のお話を独占するのはもったいないな……というのが率直な感想でした。もしかすると青法協が司法にとって今より

もっと重要な存在で、もっと輝いていたかもしれない時代のお話もとても面白かったですが、個人的にはメディアの墮落と戦時体制との類似について、考えさせられるものがありました。木村先生はおっしゃいませんでしたが、国民自体の墮落を心配しておられるのかなと思いました。

市民の皆さんからの弁護士に対する尊敬の眼差

「憲法九条にノーベル平和賞を 実行委員会」の活動

— 神奈川の一人の女性のメールから始まった世界への平和のメッセージ —

神奈川 折本 和司

神奈川県在住の、ある主婦の方の発案をきっかけに、昨年、憲法九条がノーベル平和賞の候補にノミネートされましたので、この活動がいかにして始まり、広がっていったか、その活動の軌跡と意義についてご報告します。

◎ 活動のきっかけになったこと

この活動の発案者は、神奈川県内にお住いの鷹巣直美さんという主婦の方です。

そもそもこのきっかけですが、それは鷹巣さんが、かつてオーストラリアに留学していた時のことで、彼女は、そこで同世代の難民の人たちと知り合い、その人たちから、家族や友達を殺されて、難民キャンプで暮らしていたというお話を聞いたのだそうです。

戦争によって難民となった被害者の人々から生々しく辛い実体験を聞いたことで、彼女は、「いったん戦争が始まってしまえば、それを止めるこ

し(まだありますよね?)は、まさに木村先生のよいうな先生方の地道な尽力なしにはあり得なかったのだなと思います。木村先生のお背中では遙か彼方どころか、全く見えないのですが、木村先生のお話をお聞きしていると、良き弁護士になるために必要なものは非常にシンプルなのだなと思えました。

とは非常に難しい。だから、何よりも、戦争をしないという決断が大切なのだ」という思いを持ち、さらに、そこから「政府や国民が『戦争をしない』という決断をするためには、日本の憲法九条のような存在が非常に重要なのではないか」と思い至るのです。

そうした思いを抱いていた鷹巣さんですが、二〇一二年にニュースでEU(欧州共同体)がノーベル平和賞を受賞したということを知ります。

◎ オスロへのメール

それまで、鷹巣さんは、ノーベル賞は、実際の成果でしか評価されないのだと思っていたのですが、EUがノーベル平和賞を受賞したので、「平和の理想に向けた活動を評価してくれるのだ。それならば、平和のための理想を高く掲げた憲法九条こそはノーベル平和賞に相応しいのではないか。そして、憲法九条がノーベル平和賞を受賞すること

ができれば、世界中の人たちに憲法九条の存在を知ってもらえるから、憲法九条の考え方を世界に広めることができるのではないかと考えつきます。ただ、彼女のすごいところは、その先の発想力、行動力にあります。

まず、二〇一三年の初めに、いきなりノーベル委員会にメールを送ったのです。しかし、それにまったく反応がなかったことから、彼女は、友人に相談する等して、ネット署名を募ることにしました。すると、瞬く間に二三四二人の賛同署名が寄せられたので、二〇一三年の五月には、今度は、集まったその署名をノーベル委員会に送るのです。すると、今度は、委員会から反応があります。もつとも、それは、ノミネットの条件を満たしていないという回答で、内容としては、「憲法自体は個人でも団体でもないので受賞対象ではない」ということと「二〇一三年度には推薦が提出されていない事、二〇一四年度は二月一日までに推薦資格者からの推薦が必要」であり、こういった条件を満たさないと選考の対象とならないということだったのです。

◎ 実行委員会の立ち上げ

鷹巣さんは、ノーベル委員会から示された条件をクリアするためにどうすればよいかと考え、憲法を読んでみたところ主語が「日本国民は」だった

ので、受賞対象を「憲法九条を保持している日本国民」として再び、ネット署名を立ち上げました。また、有名な憲法学者の方や推薦資格のある方がたに推薦依頼をはじめました。一方、彼女自身は、一度新聞に実名が載って以降、ネットなど心ない誹謗中傷を受けたこと、推薦依頼をしても一向に相手にしてもらえない事から、一人で活動を続けることに限界を感じるようになっていたそうです。そこで、二〇一三年六月に地元で開かれた九条の会の学習会に行きます。

学習会で彼女の話聞いた九条の会の人たちは、その発想力、行動力に感銘を受け、二〇一三年八月一八日に地元で九条の会の合同学習会を開き、そして、同月二九日には、「憲法九条にノーベル平和賞を実行委員会」(以下、「実行委員会」)が結成されることとなったのです。

もちろん、翌年のノミネットのための推薦の期限が二月一日となっているので、準備に十分な時間がないという危機感もあったそうですが、何よりも、鷹巣さんが始めた運動の意義に多くの人が共感したということが大きかったそうです。

そこから、実行委員会による精力的な活動が始まりました。

立ち上がった実行委員会では、ノーベル委員会から示された条件と向き合い、どうやって運動を広めていくかといったことが議論され、いろいろ

なアイデアが次々と実行に移されて行きます。運動の経験のない人の集まりでしたが、実行委員会の人たちは、あちこちに署名活動やカンパの呼びかけを行い、運動が徐々に認知されるようになります。

もう一点、二月一日までに推薦資格者からの推薦が必要」という条件については、上智大学の光延一郎教授と共に、神戸でも、岩村義雄氏(平和研究所所長)が、活動の趣旨に賛同して「憲法九条をノーベル平和賞に推す神戸の会」を立ち上げるなど、二〇一三年の年内までに、その条件をクリアできる見通しが立つことになりました。

◎ ノーベル平和賞候補ノミネット

その後、短期間で活動は全国に広がります。活動が広く知られるようになってからは、さらに、推薦資格を持つ大学教授の人たちが手を上げてくださり、二〇一四年度は、一三個人、一団体が推薦状を提出したことが公表されています。

また、提出にあたっては、推薦だけでなく、この運動に多くの支持者がいることを伝えるために、実行委員会から合計二万五〇〇〇近い署名簿を一緒に送っています。

署名は提出後もずっと増え続けており、いかに多くの人たちが、平和憲法の大切さを実感しているかということなのだ、実行委員会の石垣義昭

さんは述べておられます。

推薦状送付後も、実行委員会は、会報を定期的に発行する等、精力的な活動を続け、その間に増え続ける署名を、追加でノーベル委員会に送るということもやっています。

四月九日になって、推薦の受理の連絡が推薦人の大学教授のもとに届きます。

推薦が受理されたということは、日本国民が資格要件もクリアしているとノーベル委員会が判断したことを意味するもので、つまり、戦争の放棄を掲げる憲法九条の主権者である日本国民一人一人がノーベル平和賞候補になることによって、主権者としての自覚を促す、それ自体、本当に素晴らしい成果であるといえます。

◎ この活動の意義について

結局、二〇一四年のノーベル平和賞の受賞者は、パキスタンのマララ・ユスフザイさんに決まり、憲法九条は受賞を逃しました。

マララさんに決まったことについて、鷹巣さんをはじめ実行委員会の方々は、「一七歳の若さで、戦争をなくすために女性に教育の機会をと命の危険に曝されながら訴え続ける彼女はノーベル平和賞に相応しいし、本当によかったと思います」と言っておられます。

しかし、戦争放棄を掲げる憲法九条を保持し続

ける日本国民がノーベル平和賞に相応しいこともまた確かなことです。

実行委員会は、これからも引き続き活動を続けるそうです。もちろん、二〇一五年も憲法九条を保持している日本国民のノミネートはもちろんの事、九条を守る活動をしている個人・団体が国内外からたくさん推薦されているそうです。

実行委員会の石垣さんは、「日本という国が、戦後七〇年近くの間、戦争をしない、他国に行つて武力行使をしないでいられたのは、憲法九条があるおかげです。かつて日本の軍隊に占領されたアジア諸国から一定の信頼を得られているのも、戦争放棄を明文で定めた憲法九条に拠るところが大きい」と訴えます。

二〇一四年の八月には、実行委員会が、「マララ WII歴史研究会」というマレーシアにある機関から、アジア平和賞を授与されています。「戦後の平和主義国家日本の姿勢を守り通すことで、アジアの近隣諸国や世界からの信頼を確実なものにしようとする草の根の市民の活動」というのが受賞理由だそうです。それは、まさに、アジア諸国との関係で、九条が果たしている役割の大きさを物語っているともいえます。

実行委員会の活動は、憲法九条の理想、仕組みを世界に広め、戦争をなくしたいという思いによるものですが、同時に、憲法九条の唯一無二の存在

価値がノーベル平和賞受賞という形で認められることで、より多くの日本国民が、憲法の素晴らしさに気づき、憲法九条の価値を再認識するための、大きなきっかけになるのではないのでしょうか。その意味でも非常に有意義な活動であると思います。

実行委員会の方々のお話によると、現実には、活動に対して、様々なバッシングのようなものもあり、活動を継続し、広めていくには、より多くの人たちの支援が必要だということです。ぜひ、より多くの人がこの運動に関わっていただければと思います。

最後に、あらためて振り返ると、神奈川県内の一人の女性が発想し、行動を開始した結果が、わずか一年、二年の間に、このような広がりを見せていることは、本当に驚くべきことです。また、非常に勇気づけられます。ともすれば、私たちは、何処かで現実流され、何処かに諦めの気持ちを抱いて生きてるように思うからです。

鷹巣さん、そして、実行委員会の人たちの活動に心からエールを送りたいと思うのですが、「困難な状況でも、発想と行動力さえあれば、切り開ける。だから諦めずに頑張れ！」と励まされているのだという気がします。

全国で、九条をはじめとする憲法の価値を守ろうと懸命に頑張っている人たちへのメッセージでもあるのだと思います。

川崎支部に来たのなら……

神奈川 山口

たかひろ 毅大

「川崎ってどこ？」と言わなければならない、
「なぜ川崎？」と言わなければならない

これまで、神奈川支部は、毎回、横浜地裁本庁に来た方のためにグルメ紹介をしてきた。そうすると、たいてい横浜中華街を紹介することになってしまう。他方、横浜地裁川崎支部に足を運んだ方から、「川崎の美味なる店を紹介して欲しい」との声も聞く。

そこで、今回は、川崎の美味なる店、特に「とんかつ屋」に絞って紹介する。
川崎に来た際のとんかつ屋選びの一助になることを願ってやまない。

「そもそも川崎ってどこ？」という質問は、丁重に却下したところではあるが、説明すると、川崎とは、東京と横浜の間に挟まれた人口約二五〇

万人の政令指定都市であり、まさに弁護士として是が非でも知らなければならない教養の一つである。

なぜ、とんかつ屋になったのかは、よい子のみんなは聞いてくれるな（川崎にとんかつ屋が多いという印象があつた、ただそれだけの理由である）。

①とんQ

京急川崎駅から徒歩五分のところに位置する半世紀以上営業している老舗のとんかつ屋。

この店のロースカツ定食（一八九〇円）こそ、「究極」または「至高」のとんかつであると言っても過言ではない。某国民的グルメ漫画に出てきても違和感がない水準である。

一口頬張れば、その肉の柔らかさ、肉汁の甘さ、サクサクした衣、濃厚なソースのいずれも秀逸であることに気がつくであろう。その上、それぞれ

が相互に味を高め合っているのである。噛みしめているうちに、一流の芸術作品を眺めているような幸せな気持ちになれるが、いつの間にか、ふと口の中から肉が消えてしまう。これは、きめ細やかな霜降り肉の証左である。

これを食べずに、川崎のとんかつを語ることはなかれと、元々の大声を更に大にしたい。なお、連日H弁護士がこの店に通っていたという噂があるほどである。

余談だが、あるO弁護士は、この店の二階へ続く階段に飾られているシカの剥製が苦手であるのだが、とんかつを食するために、剥製を必死に見ないようにしてまで食べに行くようである。

それほどに、その味は無類なのである。

②つか田

JR川崎駅東口から横浜地裁川崎支部に向かつて市役所通りを直進し、国道一五号線と交わった交差点を、ソースの匂いに鼻腔をくすぐられるまま、右折して進み、二つ目の右角に聳え立つとんかつ屋。それが「つか田」である。なお念のため、某農場でないことを付言しておく。

私のお勧めは、ロースかつ定食（二〇五〇円）。その肉の柔らかさとまろやかな甘さは、コストパフォーマンスの点からすれば、もはや無類と言っても過言ではない。「無類」の連発に「無類」の意

味を理解していないのではないかと思われた方は、ぜひ実際に食して欲しい。肉のうまみと洗練されたサクサクの衣とのコラボレーションは、もはや言葉の無力さを痛感せざるを得ないほどの世界を演出するのであり、「とんQ」で「無類」であると唸った方でも、微笑をたたえながら、思わず「無類」であると呟くことであろう。

③名代とんかつかつら

川崎合同法律事務所から聞こえてくる喧騒を避け、JR川崎駅西口から醸し出されるソースの匂いに誘われるままに、靴音高く響かせながら、ラゾーナ川崎の四階へ行くと、落ち着いた雰囲気を醸し出すとんかつ屋がある。それが「名代とんかつかつら」である。

そこで注文すべきは、SPF豚ロスかつ膳の一択である。SPF豚とは、病原体を持たない豚のようである(Specific Pathogen Free)。グラム数は、各人の胃袋と財布に相談されたい(参考…二〇〇gで一八八〇円)。

「本店は、京都のチェーンじゃ……(以下略)」と思われた方は、その思いを一度丁寧に紙に包んでゴミ箱にポイして、川崎のとんかつ屋として堪能して欲しい。

きっと、川崎の地において、えもいわれぬほどうまみのあるジュシーなどんかつがあなたの心

を幸せな色に染めてくれることに違いない。

ゴマをすったすり鉢にソースを入れて食するスタイル。甘口と辛口の二種類のソースがあるので、両方試されたい。異なる別世界に誘われることであろう。いずれにせよ、食べ終わったら現実に戻らなければならないことは言うまでもない。

④百万石

JR川崎駅東口から徒歩一〇分、川崎警察署東口入り口交差点の角に位置する昔ながらのとんかつ屋。壁に貼られた手書きメニューなど、ひとたび店に入れば、どこか懐かしい「昭和感」に包まれる。

そこで出てくるとんかつは、そこはかとなく武骨さのある衣に包まれたパンチのある肉で構成されたものである。そのうまみは、きっとあなたのお腹だけでなく、心を満たしてくれることだろう(とんかつ定食…二二〇〇円)。

川崎警察署での接見後に、立ち寄りたい。接見前に行くと、接見中に睡魔が襲ってくることは必至であるからである。……いや、そもそも弁護士ならば、速やかに接見に行くべきであることは、釈迦に説法ではあるが、誤解がないように付言しておく。

⑤喜多八

京急川崎駅から徒歩五分のとんかつ屋。オーソ

ドックスな味ではあるが、その「T.H.E とんかつ」ともいうべき味は、食べた者に安心感を与えてくれる。さらに、Aランチ(カツ)が七〇〇円で、そのコストパフォーマンスの良さは、食べてみればわかる。百聞は一食に如かず。

⑥とんかつ和幸

言わずと知れた、川崎市に本社を置く店。川崎駅東口の地下街であるアゼリアにある。敢えて指摘する点があるとすれば、「和幸」の名称を掲げるとんかつ屋のチェーンを展開する会社が別に二社あるという点である。

おわりに

今回の記事をしたためるにあたり、私は、数々のとんかつ屋を食べ歩いた。その結果として、私のベルトの上に、とんかつ顔負けのお肉が乗り始めたのは、ここだけの秘密である。

最後に、とんかつ屋に限らず、川崎の美味しい食べ物に巡り会うための秘訣を伝授したい。それは、川崎の支部会員に直接尋ねた上で、食を共にすることである。志を同じくする仲間と美味しい物を食べながら語らえば、往々にして素敵な時間を過ごすことができ、より一層美味しく感じられるはずである。それが、美食の秘訣である。

氷見国賠請求訴訟

北陸 奥村 回

1 はじめに

二〇一五年三月九日、富山地方裁判所で氷見国賠請求訴訟の判決があった。被告富山県(警察)に対する賠償を認容したが、国(検察)及び取調べ担当警察官・担当副検事への請求は退けられた。

同事件は、二〇〇二年一月及び三月に富山県氷見市で起きた強姦・強姦未遂事件が発端である。Y氏が同事件の容疑を受け、捜査段階での自白と被害者面割り証言等を主たる証拠として、有罪・実刑判決を受けた。しかし、Y氏の服役釈放後である二〇〇六年八月、真犯人が別件逮捕され、前記氷見事件の犯人であることもDNA鑑定等で判明した。そして、二〇〇七年二月、検察官請求による再審請求がなされ、Y氏の無罪が確定した。

この時期は、この氷見事件のほか鹿児島県志布志市における選挙違反事件での無罪判決もあり、最高検が「いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」という報告書を出してその問題点を自ら指摘し、さらに警察庁及び日弁連も調査報告書を発表した(季刊刑事弁護No.五四参照)。その後、足利事件再審無罪判決、さらに村木事件(厚労省郵便制度悪用事件)を経て、司法制度改革の大きな波を作ることにもなった。

再審無罪事件における国家賠償請求訴訟としては戦後六件目と思われ、過去の五件がいずれも最終的には敗訴している中、初の検察請求再審無罪事件をもとにした国賠訴訟であった。

2 評価すべき認定等

① 判決の結論は前記の通りである。

県に対する賠償を認容した判決内容は、下記のような点を中心に違法性を認めた。即ち、まず、取調官が自分の意図する答えが被疑者から返ってくるまで、同じような形の質問を続けて確認を求める手法(「確認的」取調べ方法)は不当な誘導であり、違法であるとした。また犯人識別手続きについては、誤識別の危険性を排除するため心理学的知見から求められる配慮が必要であり、写真面割り、面通しとも問題点があり、そこから得られた証拠を過度に依拠した結果、消極的証拠を無視又は過小評価した違法があるとした。

前者の「確認的」取調べについては、氷見事件だけの特別のものではない。愛媛県警取調要領で示された手法さらにあらゆる事件の取調べにおいて、被疑者等を犯人と決め付け執拗に自白を迫る誘導的手法である。恫喝、脅迫等にまで至らない一見穏やかに見える取調べにおいても、この「確認的」取調べが執拗に行われればその取調べは違

法と評価されるのであり、可視化ビデオの分析基準としても活用されるべきであろう。

後者の犯人識別手続きにおける「心理学的知見から求められる配慮が必要」とするところも、目撃供述全般における捜査手法に警鐘を鳴らすものと思われる。

② また、損害額については、総額で一九六六万円余という国賠訴訟としては相当に高額な賠償を認めた。ことに、警察官らの違法な捜査等により原告にはPTSDが認められ、その結果、再審無罪判決以降も逸失利益があることを認定し、慰謝料についても二五〇万円を認めた。

全くの無実の者が、何故、全面的な自白に陥り、公判でも自白を維持し、服役まで余儀なくされた等の体験の苦痛特に精神的痛手の大きさに、これが見合うものかどうかは不明である。しかし、再審無罪を経ても、その苦痛は容易に回復しないという点を素直に認めたものと評価して良いであろう。

③ もう一点、評価されるべきは証拠開示であろう。

原告は、当初、全ての捜査資料の任意開示を求めた。続いて文書送付嘱託を求め、裁判所はこれを採用した。さらに文書提出命令の申立ても行い、並行して情報公開手続きによる警察資料の開示を迫った。結果、極めて多くの無罪方向証拠や一旦収集された証拠から有罪方向部分だけを抜き

出した証拠が作成されていたこと等が明らかになった。また注目すべきは「捜査指揮簿」「事件指揮簿」という警察捜査の経過や捜査状況の分析等が記録されている資料の開示を得ることができた。捜査を問題とする国賠訴訟の証拠として今後も重要な資料となり得るであろう。

3 問題占等

① 一方、前記の最高検報告書においても問題点のひとつとして指摘された検察官の誘導的取調べや重要な無罪方向証拠の見落とし・無視等については違法と認めなかった。さらに、一連の証拠から有罪方向を示唆する部分だけを抜き出して証拠化する等の手法等も違法と認めなかった。

一言で言えば、本件判決は、警察捜査の違法を認め、賠償もそれなりのものを認めたが、検察捜査及び起訴判断等については一切の違法を認めないという「ある種の配慮」が働いた判決だった。違法を指摘された警察(富山県)は、早々に控訴しないことを宣言し、原告側も諸事情を考慮して控訴しなかったため、原告の一部勝訴という形で確定した。

② 再審無罪後の国賠事件として初の原告勝訴での確定と思われる。

しかし、検察の責任を認めず、警察捜査の違法

も一部しか認められず、この種の国賠訴訟の大きな壁に阻まれた。水見事件以降も、えん罪が後を絶たない。えん罪撲滅のため我々には、まだまだやるべきことは多い。

パンフレット

「ちょっと待って、安倍さん！」

集団的自衛権を考えよう

Q&A(改訂版)をぜひ活用下さい

憲法委員会では、標記パンフレットにある「今後の立法措置」の部分も、情勢に合わせて大幅に改定いたしました。会員のみならず講演する際の資料として活用していただくと幸いです。ぜひ憲法破壊の流れを断ち切る大きな運動を作り上げていきましょう。

申込用紙は弁学会合同部会のホームページにもアップしておりますので、お手数ですが、プリントアウトして必要事項を記載のうえ、ファクスあるいはメール添付でお申し込みください。



体裁 B5変形16頁
頒価 1部100円

「検証 司法の危機」の刊行に寄せて

北海道 佐々木秀典

い

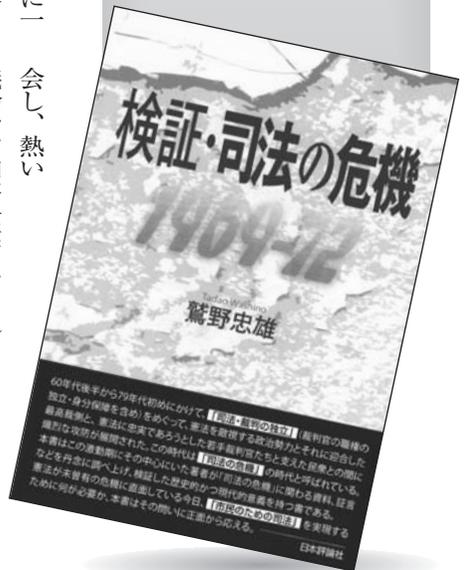
わゆる、司法の激動期といわれた一九六九年から七二年までの四年間、司法を巡って人為的に起こされた様々な事象とそれがもたらしたものは何だったのか、数十年を経た今も、あるべき司法を求めるために解明されなければならないと考える。この激動の時期、青法協本部事務局長としてその渦中に身を置いていた鷲野忠雄弁護士（以下、著者という）が、長年にわたってこの課題に取り組み、貴重な実体験と豊富な資料を駆使してその解明に迫ったのが本書である。著者が、かねてからこの作業に取り組んでいたことを知る者として本書がようやく世に出たことはまさに待つこと久しの思いである。

ところで著者と私は司法修習一六期の同期で、研修所は千代田区の麹町に在り、修習生は三八〇余人が八つのクラスで前期修習をする中で青年法律家協会（青法協）に入会し、研究会などに参加

してクラスをこえた多くの知友を得た。因みに一六期修習生のほぼ三分の二が青法協会員で、後に最高裁判事や高裁長官になった者もいた。クラス対抗の運動会などもあり、誠にのどかで、しかし有意義な四ヶ月であった。修習を了えて弁護士になつて人所した法律事務所は、高齢の所長を除く弁護士（当時八名）全員が青法協会員で、所長も民主的活動の参加に積極的であったことから、私は青法協の本部活動に協力することとなった。一九六九年五月の総会で青法協本部常任委員会議長に推挙されて就任した時、その後起こる司法危機の兆候は全くない無風状態で、最大の活動は七月富山市で開催を決定していた青法協主催、第一回全国公害研究集会であった。集会には、当時全国各地で多発した各種公害事件の実態究明と被害者救済に取り組む会員弁護士、学者の外、被害者と支援者、医師など、三〇〇人に及ぶ人々が

会し、熱い議論で、加害企業と、これを見過ごし、或いは助長した国や自治体の責任を追究して、被害救済と公害の根絶を期した。この集

会は各種マスコミによって全国的に大きく報じられ、青法協の存在と活動にも世間の耳目を集めることとなった。著者は先の総会で青法協本部事務局長に就任しており、この集会成功のために大活躍されたのだった。「この大きな事業を成功裡に終えてはっと一息と思いきや、翌八月札幌で、その後の司法の激動あるいは司法の危機といわれる状況が作り出される発端となる一大事が発生した。」それが、いわゆる「平賀書簡事件」である。一九六九年五月北海道長沼町の馬追山に自衛隊のナイキ基地を建設する為、防衛庁が同山の保安林の指定解除を申請し所管の農水大臣がこれを認め決定告示したのに対し、基地反対の多数の町民



が、この決定取消しの訴えと執行停止の申立てを札幌地裁にし、同地裁民事第一部(合議)が審理中であった。この裁判では自衛隊の違憲性が論点の中心に据えられて全国的に注目されていた。そして本訴の前の執行停止申立てに対する決定が間近と目されていた八月四日、当時、札幌地裁所長であった平賀健太判事(以下平賀所長という)が、この事件に関し住民側敗訴を示唆するメモを民事所長代行の平田判事に交付した上、さらに同月一四日、同旨の書簡を、この事件担当の合議裁判長、福島重雄判事に届けていたことが、後日発覚し、前代未聞の裁判干渉事件と報じられた。

マスコミも国民世論も平賀所長の言動を非難する声が圧倒的だったが、福島合議部が八月二日住民の執行停止を認める決定をしたということもあって、本判決で自衛隊の違憲性が宣告されるかもしれないとの予測が急速に広まったことから、反動的な動きがやかに台頭することとなった。その嚆矢が、同年九月二日の新聞各紙に連載された自民党森山欽次代議士の、平賀判事擁護と

時)飯守判事が、自民党の資金団体である国民協会機関紙に投稿掲載された論考で、前記森山発言支持の上、最高裁に、この際裁判所から青法協を一掃すべしとの提言をしていることが一〇月八日の朝日新聞に大きく報じられたことだった。その後申し合わせたかのように、右翼系や財界、自民党系の各紙誌が一齐に青法協攻撃の報道を展開するに至って、私も著者もそれらの対応に息づく間もない有様だった。

そ

の経緯と実相が本書で余すところなく網羅され、整理されて記述されている。特にその後自民党からの司法に対する容喙的言動が多くなり、遂には二三期修習生の大量七名の任官拒否、一三期宮本裁判官の再任拒否がなされた一九七二年(昭和四十六年)一月二日、自民党定期大会で採択された運動方針で、裁判官の青法協加入は許されないと宣せられるに至った。この過程の中で、裁判所(特に最高裁)の対応は大きく変容し、個々の裁判官に対する青法協からの脱会工作が激しくなると共に、脱退しない裁判官に対しては、任地、給与等で差別待遇するという、労働者ならば不当労働行為となるようなことが正義を守るべき司法内部で行われたことに今更乍ら唖然とせざるを得ない。

しかし、こうした事態を国民世論やマスコミが黙過するはずはなく、これらが招いた司法の危機

に対し、司法の独立と民主主義を守ろうとの著名識者、文化人らの呼び掛けに応じて、その活動を展開する組織が瞬く間に全国的に広がった。私もその活動の一環としての各地の講演会に出向くと一五〇回は越えたと思う。

前記森山代議士、飯守裁判官、中村梅吉、国会訴訟委員長とのテレビ対談、東大五月祭で講堂に溢れる聴衆の中での飯守裁判官との対決討論なども忘れ難い。七二年中、毎日新聞は特集「裁判官」を一〇回、朝日は「日本の裁判」を七四回連載して司法に対する世論の喚起に寄与したのだった。

司法が正義と人権の砦であるためには、その内部において、先の「危機」時代に実際にあったような不正、不当、理不尽があつてはなるまい。国民のための司法、裁判の独立のために本書が大きな役割を果たすことを期待したい。

【検証・司法の危機 一九六九―七二】

著者：鷲野忠雄

出版社：日本評論社

定価：二二〇〇円＋税

A5判



福島判事と同判事が会員である青法協批判の談話だった。それに続いたのは、かねてから、特異な右翼的言動で知られていた鹿児島地裁所長(当

ロースクール制度に対する率直な 意見と法曹を目指す後輩のために

東京 結城

祐たすく

一 はじめに

はじめまして。東京支部の結城祐と申します。二〇〇九年にロースクールに入学しました。一年浪人の後、二〇二三年の司法試験に合格し、さいたまで分野別修習を行いました。修習期は六七期になります。「シリーズ ロースクールの実情と法曹養成」に寄稿する機会をいただきました。そこで、最近私に関わっているピギナース・ネットや給費制訴訟の活動と絡めて、率直に意見を述べさせていただきます。

二 ロースクール制度の問題点

ロースクール制度の問題点は、本音と建前を理解することのできない一部の者によって夢を追いかけた学生が振り回されたこと、及び多くの教授陣に学生を司法試験合格レベルま

で引き上げるだけの指導能力がないことだと思えます。

前者に関していえば、当初三〇〇〇人合格目標といった、体のいい言葉ばかり並べられて、希望を胸にロースクールに入学する学生は非常に多かったと思います。しかしながら、現実的にはその目標が達成できないことがすぐに露呈し、しかも給費制から貸与制に切り替えられて、自分の将来に暗雲が立ち込めて強いストレスを抱える者が多数存在しました。

また、ロースクールは司法試験予備校とは一線を画するものでなくてはならないという言辭が標榜されており、それ自身は学生の思考力を涵養するという意味では非常に有意義なものではありますが、あまりにも抽象的であったため、その真に意味するところを知らぬまま深みにはまり、潜在能力を發揮すること

ができない者も多かったように思います。

さらに、アメリカのロースクール式のソクラテスマソッドが理想ということも聞いたことがありましたが、普段大学生を相手にソクラテスマソッドをしたことのない教授陣が急に生まれ変わるはずがありません。

後者に関していえば、ロースクールの教授陣は先鋭的で非常に細かい議論について説明を尽くす傾向にあったように思います。

また、全く司法試験がどのような試験なのかも把握せずに、司法試験科目と関係のある内容については薄く、関係のない内容については濃く教える教授もいました。司法試験に必要な知識のみを学べばいいものではないということは重々承知しておりますが、余裕のない多くのロースクール生にとつては迫りくる司法試験受験日までに必要な知識を備えるということが第一目標となつていきます。そのため、それを阻害されることは強いストレスとなりました。特に、ある科目の教授に関しては、以前よりその指導能力に疑問を呈されていたため、不安に感じていた有志の受講生で講義の進め方について意見を述べに行きましたが、その教授は今まで司法試験の問題を一度も目にしたことがないということを臆面もなく語り、我々を愕然とさせました。そして、我々は、この選択科目で司法試験

コーススクールの実情と 法曹養成

私は、弁護士になってから、司法修習生の給費制復活に向けて行動するようになりまし。その理由は、金銭的な理由により司法試験自体を回避することがあつてはならないし（金銭面で余裕のある者だけが合格する試験であつてはならない）、また金銭的な不安を抱えたまま司法試験の勉強を続けることは非常に精神衛生上良くないと考えるためです。さらに言えば、先に法曹

に関係のある分野をわざわざ説明しましたが（その科目については、特に力を入れるべき科目を明示しております）、結局授業で我々の意見が反映されず、ご自身の得意な研究分野を中心に指導しておりました。

もちろんこのような教授陣ばかりではなく、非常に丁寧に教えて下さる方もいらっしゃいました。しかしながら、正直に言つて、自分で問題を解き、その上でゼミで議論をした時間が長かった浪人生時代の方が法的な思考力は磨かれたものと思います。なお、実務家教員の指導は非常にわかりやすく、素晴らしいものでした。

三 給費制復活に向けた動き

毎月二回はど開催される全国会議等に参加させていただいています。そこで、そこで繰り返り広げられる熱い議

となった者として、法曹を目指す後輩達に資する必要があると考えております。

そこで、給費制復活に向けた行動の一つとしてビギナーズ・ネットに参加しています。そして、主に六〇期代の弁護士により、毎週火曜日と木曜日の朝九時に参議院議員会館前で、通行人に給費制復活を呼びかける「あいさつ運動」が続いています。また、以前よりビギナーズ・ネットで活躍しているメンバーの尽力により、先日の院内集会では、数多くの議員を集めるに至つており、給費制復活の機運が高まっているのを感じます。さらに、新たな試みも検討中であり、これからのビギナーズ・ネットの活躍に期待していただきたいと思ひます。

また、給費制廃止違憲訴訟の全国会議へ参加しています。現在、六五期及び六六期の先生方は給費制廃止違憲訴訟を提起しており、

論に目を丸くしております。他方、六七期は、原告集めの段階から手こずり、非常に遅い出だしとなつてしまいました。六七期についても大分が先行し、他地域についても訴訟を提起する予定です（話し合い中）。

諸先輩方におかれましては、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

また、まだ名乗りを上げていない六七期の弁護士の方々、ぜひ一緒に給費制復活に向けた行動をしませんか。六七期ほどの法的構成で臨むのかについての議論が始まったばかりであり、非常に和気あいあいとした雰囲気での議論をしています。憲法訴訟ということもあり、なかなか道のりは険しくなるものと思ひますが、皆で頭をひねれば活路が見えてくると信じて、最後まであきらめず議論を尽くしていきたいと思ひます。

神戸総会で会いましょう

青法協弁学合同部会第四六回定時総会が、兵庫県神戸市で開催されます。憲法改正問題など重要な課題が山積した総会に、会員の創意を結集しましょう。

- と き 六月二十七日（土）・二十八日（日）
- と ころ 兵庫県神戸市

詳細につきましては、事務局にお問い合わせ下さい。

私の「戦争体験」記

前編

大阪 野仲 厚治

一 はじめに

いよいよ、第二次安倍内閣による「憲法改正（改悪）」の動きが風雲急を告げてきました。誰よりも平和憲法を重んじてきた青法協が、あらゆる改憲の策動に抗い、そしてあらゆる手でを講じて憲法改悪を阻止しなければ、青法協としての本務をまっとうすることが掛け声だけに終わってしまいかねないことを危惧する一人です。

戦後生まれの私が、なぜ戦争体験を語るのか。どうか、私の拙い随想をきっかけとして、本当の意味での「私の戦争体験」を本紙上でリレーして頂きたいと念じている次第です。

二 父と私の二人三脚

私は、昭和二年に大分県竹田（たけた）市で生まれました。昭和一八生まれの兄と昭和二〇年

生まれの姉がおり、私は末っ子で、父親っ子でした。竹田は、誰もが知っている滝廉太郎の故郷です。父は、幼くして失明したことで、農家の末っ子として家業を継ぐ必要がなかったことから鍼灸師になりました。明治四五年生まれの父と大正二年生まれでマッサージを生業にしていた母（健常者でした）でしたが、姉が生まれるや直ぐに赤紙が来て父が召集されました。父は既に三四歳でした。終戦間際のこの時期になると、父のような障害者であれ三〇歳を過ぎたものであれ、男子は一億玉砕の掛け声の下に皆召集される状況だったようです。

偶然にも父は、中尉であった実家の甥が部隊長を務めていた鹿児島部隊に配属となったそうです。間もなく終戦、僅か半年足らずで開放されたそうです。しかし、もし終戦がもう少し長引いていたら、父は沖縄方面に向かう船上で米軍によ

る空爆で戦死していたことでしょう。

ともかく生きて帰って来れた父と家族を襲ったのは、いうまでもない食料難でした。案じた父は、一番上の姉の嫁ぎ先の庭先にある小さな小屋を借りて夜露を凌ぎつつ、農家の方々を相手に鍼灸とマッサージを続けながら、代金の代わりに頂戴するお米や野菜を得て家族を養っていました。

私が小学校に上がる前に、同じ村の近くに引越しました。そこには裏に畑があったので、父に教えられながら父と一緒に野菜や果物を作ったの自給自足生活をしておりました。旬の野菜は勿論、桃・李・琵琶・葡萄・柿といった果物が、ふんだんに実りました。新聞紙を小さく切って、桃にかける袋を作り「桃の袋かけ」をするのが私の仕事でした。「お前が食うんだから、自分でやれ」と良く父に言われました。

土曜日になると、私が学校から帰ってくるのを

待ちかねていた父と一緒に、徒歩で約二時間ほどかけて父の実家に遊びに行きました。ほとんど毎週のことでした。目が不自由な父のため、私が付き添ったのです。父の実家は比較的大きな農家で、中庭には飼育中の牛が運動をしていたりしていました。近くには大きな川があり、大勢の友達らと塞ぎ止めた川に競ってダイビングをしたり、魚を生け捕りにしたり、夕方仕掛けをしておいて、翌日の早朝仕掛けをたぐり上げに行つて、鰻や鯰を釣ったこともあります。

父の実家は相当に大きな家で、裸電球の下の薄暗がり、数人の従兄弟らとかくれんぼができました。しかし、軍刀を帯刀した叔父さんをはじめ、先祖の写真が並んで掲げられている部屋だけは、廊下のいちばん奥にあり、いつもシーンと静まりかえつていてなぜか恐い部屋の印象から、誰もこの部屋には入りませんでした。

『戦争が 廊下の奥に 立つてゐた』(渡辺白泉)

どういうわけか、私にはこの句の情景と重なる部屋としての印象を持っています。

父の実家には、沖繩出身の少年兵が数人居候をしていました。鹿児島で解散した部隊の中に沖繩出身者がおり、「今、沖繩に帰ると、男子は米軍から皆殺しにされる」との噂があり、帰沖できない

い兵士を実家であずかっていたのです。農業の手伝いをしてもらいながら、彼らの飢えを凌ぎつつ、帰沖できる日を待っていたことを父から聞かされました。

私が、はじめて「戦争」に接した情景とは、こうして父の実家の「軍刀を引っさげて威風堂々と立つ叔父さんの写真」と「静か過ぎる奥座敷の雰囲気」でした。これが、私の戦争体験の二回目でした。

三 父から聞いた「戦友」の歌と 自衛隊の大移動

私は、いつも父の手枕で寝つきました。私が寝入るまで、父はいつも「戦友」の歌を口ずさんでいました。毎夜のこと、私も幼くしてその歌詞を覚えてしまいました。

『ここは 御国の 何百里 離れて遠き満州の
赤い夕日に照らされて 友は
いずこに 眠れるや……』

それにしても、なんとも悲しい詞ではありませんか。戦争とは、かくも寂しいことかと思いを巡らせつつ、じつと父の歌を聞いていたものでした。この歌詞に秘められた作詞家の真意とは、反戦ではなからうかと推測しています。これが、幼心で知った二度目の戦争体験でした。

確か、小学校三年生くらいの時だったように記憶しています。家から約一キロほど離れたところ

に幹線道路があり、熊本方面から来る国道五八号線から別れて別府方面へ向かう県道です。当時のこと、アスファルト舗装もしていない砂利道です。土曜だったか日曜日だったか、陸上自衛隊がここを通ると聞いた小学生数人が面白半分に見物に行つたのでした。そうすると、熊本方面から別府の日出生台(ひじゅうだい)にある駐屯地に向けて移動する陸上自衛隊の巨大な部隊の移動を目の当たりにしたのです。戦車や装甲車そして機関銃を据えつけた無数の軍用車をはじめとする数えきれない数の車列が、砂利道でもうもうとした砂煙を巻き上げながら、轟音を轟かせつつ進んでいく情景に、次第にえも言えぬ恐怖感を覚えて来ました。これ以上、いたたまれなくなり連れの皆に「もう、帰ろう」「なんか恐い」と伝えて、全員急いで県道を後にしたのでした。これが三度目の経験でしょうか。

この時見た光景は、後年、那覇空港で見た戦車とまるでダブります。那覇空港は、米軍自衛隊と民間とが共同で使用していますので、たとえば、ベトナムなどでのジャングル戦では車体を迷彩色に、また砂漠での戦闘では茶褐色に、それぞれ戦車の色を塗り替えている光景が丸見えます。いわば、戦争の最前線基地を垣間見るようです。

『ああ、あの米軍の戦車は、イラクなどで人殺しをするんだな』これが四度目でしょうか。

四 吹田騒乱罪弾圧事件と 大阪高裁の赤レンガ法廷

昭和四一年四月、幸運にも大阪市立大学に現役で入学した私は、既に母は他界していたので、父だけに別れを告げて上阪しました。しかし、住む場所もなく、金もない極貧生活、強引に頼み込んで大学の寮に入れてもらい、この寮で出会った幾人かの先輩から教えてもらったことは、私のその後の人生を決定づけることになりました。内向きに、詩ばかり書いていた自分を卒業する助言をもらったのです。大学二年生になって直ぐの頃でした。「大学の授業がまるで面白くない」と思っていた矢先、先輩と同期の二人に声をかけられて、大阪高等裁判所の法廷傍聴に行くようになりました。今風にいえば、「裁判ウォッチング」です。

昭和二十七年、当時朝鮮戦争が勃発していたそうです。大阪大学の学生や労働者そして反戦平和を訴える一般市民の皆さんが、大阪大学のキャンパスのある「待兼山（まちかねやま）」から出発して、国鉄（当時）吹田駅にある巨大な操車場（貨物の集荷場）までデモ行進し、操車場に入り米軍の武器弾薬を朝鮮へ運ぶ貨物列車の運行を阻止したのです。ここに官憲が襲いかかり、大勢のデモ参加者が「騒乱罪の罪」で逮捕され、その後刑事裁判にかけられ、長い裁判闘争になって行ったのです。

東京では、「三鷹事件」、名古屋では「大須事件」が同様の裁判になったそうです。

私らが、ウォッチングを始めた時には、吹田騒乱罪弾圧事件は大阪高裁での審理をしていました。赤レンガの明治の建物に大阪地裁高裁がありました。取壊しになってしまったのは大変残念です。

改憲阻止に向けての取り組みについて

改憲問題対策法律家六団体
連絡会として当部会も賛同し
た、五月三日憲法集會に参加
しました（写真）。当日は、三
万人が集まり、迫力のある集
会となりました。それぞれの
スピーカーが熱のこもった話
をされ、とても勇気づけられ
ました。

その他、連絡会では、メディアや政党との懇談を行って
います。引き続き改憲阻止
のために取り組んでいきます
（速報はメーリングリストに流
れています）。

各地の取り組みをぜひと
も、お寄せ下さい。

また、本部憲法委員会で作
成した、集団的自衛権パンフ
「ちょっと待って、安倍さん！
集団的自衛権を考えようQ&
A」（初版）は、おかげさまで、
三〇〇〇部すべて販売するこ
とができました。さらに、情
勢に合わせて、「今後の立法
措置」の部分を大幅に改定し
た改定版が完成しました。

学習会用のパンフとしてご
購入し、ぜひ活用してください。
い。



5・3 憲法集會（横浜・臨港パーク）にて

今後の日程

【総会】

第46回定時総会
2015年6月27・28日(土・日) 兵庫県

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

6月12日(金)12時半～13時半
青法協本部

【憲法委員会】

6月 5日(金)10時半～13時
青法協本部

【修習生委員会】

6月 6日(土)～7日(日) 修習生委員会合宿
15時～17時
(全国スカイプ会議は15時～15時半)

【広報委員会】

6月22日(月)18時～20時

すが、それはともかく、私ら三人は毎回法廷傍聴をし、裁判が終わった後、大阪駅の裏にあった国鉄労働組合の事務所に移動して、当日の裁判手続の成果と反省点などを論議するのを後ろで黙って聞いていました。こうした交流を重ねる度に次第に事件の本質、平和を踏みこじる側が国家権力であること、そして平和と人権のために戦う被告団員やそれを法的に支える弁護団員のすさまじいまでの迫力と気迫に驚愕しました。そして、遂に迎えた高裁での最終弁論期日。全部で五四一頁に及ぶ「吹田事件控訴審最終弁論要旨」を、確か丸々

一〇日間(昭和四二年二月二〇日～二九日)ぶっ通しで傍聴したと記憶しています。和島岩吉・毛利与一・佐伯千仞・東中光雄・河島徳太郎・石川元也といった歴史にその名が残る、そうそうたる弁護士の方々や、多くの若手弁護士の活躍を目にすることができました。

この最終弁論を傍聴した私は、「弁護士になろう」と決めたことでした。これが、私の戦争体験の五度目です。

△次号に続く▽

編集後記

▼今回は、神奈川支部特集をお送りしました。集まった原稿を拝読し、改めて、この一年間の神奈川での憲法をめぐる取り組みも盛りだくさんだったなあ」と振り返っていると。▼私の中で特に印象深いのは、集团的自衛権行使容認に反対する一〇・二六集会、二・二一集会の成功です。櫻井先生の記事にもありますとおり、神奈川支部も主催団体となった一〇・二六集会には四〇〇〇名もの市民が集まり、その勢いのまま弁護士会等主催で開催された二・二一集会には、二倍の八〇〇〇名を超える市民が参加しました。▼いずれの集会にも参加しましたが、青空の下、多くの仲間と共に、横浜の美しい街並みを歩き、声をあげるの、爽快でしたし、憲法をめぐる運動の市民への広がりも実感できました。▼今後も神奈川の取り組みをみなさんにご報告できるよう、微力ながら取り組みんでゆきたいと思えます。

(神奈川支部 中瀬奈都子)